

三角合併の会計処理

制度調査部
鳥毛 拓馬

共通支配下の取引と判定される場合の会計処理について

【要約】

- 2007年8月2日、企業会計基準委員会(ASBJ)は、企業会計基準適用指針公開草案第24号(企業会計基準適用指針第10号の改正案)「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針(案)」を公表した。
- 今回の公表は、いわゆる三角合併などについて、これまで明らかにされていなかった当該企業結合が取得に該当しない場合の会計処理について明らかにするものである。現行の規定では取得に該当するときの会計処理を定めているに過ぎないため、三角合併がグループ内再編に用いられたときの対応が求められていた。
- 本稿では、企業結合会計の概要、三角合併の会計処理について触れた上で、共通支配下の取引と判定される場合の会計処理について概説する。

I. 企業結合会計の概要

1. 企業結合会計の意義

- 「企業結合」とは「ある企業またはある企業を構成する事業と他の企業または他の企業を構成する事業とが一つの報告単位に統合されること」と定義されている(企業結合に係る会計基準。以下、企業結合会計)。
- 従って、合併や吸収分割、株式交換(親会社が子会社を完全子会社化する場合を除く)などは「企業結合」に該当するが、親会社が子会社を完全子会社化する場合の株式交換や単独株式移転などは「企業結合」には該当しない(ただし、企業結合会計において共通支配下の取引等に係る会計処理に準じて処理するものと取り扱われている)。
- 企業結合の範囲と「企業結合会計」の取扱対象を整理すると、図表1のようになる。

図表1 「企業結合」の範囲と「企業結合会計」の取扱対象

合併、吸収分割、共同新設分割、株式交換(親会社の子会社を完全子会社化する場合を除く)	「企業結合」に該当し、企業結合会計等の規定が適用される。
株式交換(親会社の子会社を完全子会社化する場合)	既に報告単位が統合されていることから「企業結合」には該当しない。 ただし、企業結合会計では、「少数株主との取引」として取り扱われている。
単独株式移転、単独新設分割	「企業結合」には該当しない。 ただし、企業結合会計では、共通支配下の取引等に係る会計処理に準じて処理するものと取り扱われている。
現金での株式取得による子会社化	「企業結合」に該当する。 ただし、連結財務諸表原則等の規定が存在するため、企業結合会計では取り扱っていない。

2. 企業結合の分類と適用される会計処理

(1) 企業結合の会計上の分類

○企業結合会計では、企業結合を、「取得」、「持分の結合」、「共同支配企業の形成」及び「共通支配下の取引等」の4つに分類している。

○「取得」、「持分の結合」、「共同支配企業の形成」及び「共通支配下の取引等」の定義は、それぞれ次の通りとなる。

図表2 企業結合会計における企業結合の分類

取得	ある企業が他の企業または企業を構成する事業に対する支配を獲得して一つの報告単位となること
持分の結合	いずれの企業(または事業)の株主(または持分保有者)も他の企業(または事業)を支配したとは認められず、結合後企業のリスクや便益を引き続き相互に共有することを達成するため、それぞれの事業のすべてまたは事実上のすべてを統合して一つの報告単位となること
共同支配企業の形成	複数の独立した企業が契約等に基づき、共同で支配する企業を形成する企業結合
共通支配下の取引等	企業結合に関連する企業すべてが、企業結合の前後で同一の企業により最終的に支配され(支配の条件)、かつ、その支配が一時的ではない場合(支配継続の条件)の企業結合

(2) 適用される会計処理

○「共同支配企業の形成」及び「共通支配下の取引等」以外の企業結合は、「取得」か「持分の結合」に区分される。

○「取得」と判定された場合には、パーチェス法が適用される。パーチェス法とは、被取得企業(一般的には、合併消滅会社、吸収分割会社、株式交換完全子会社、株式移転完全子会社など)から受け入れる資産及び負債の取得原価を、対価として交付する現金及び株式等の時価とする方法とされている。

○これに対し、取得企業(一般的には、合併存続会社、吸収分割承継会社、株式交換完全親会社、株式移転完全親会社など)の資産及び負債は企業結合前の帳簿価額が維持される。

○一方、「持分の結合」と判定された場合には、持分プーリング法が適用される。持分プーリング法とは、すべての結合当事企業の資産、負債及び資本(純資産)を、それぞれの適正な帳簿価額で引継ぐ方法とされている。

図表 3 企業結合の類型と適用される会計処理方法

企業結合の類型	適用される会計処理	会計処理の特徴(原則として合併を前提※1)
取得	パーチェス法	<ul style="list-style-type: none"> ○「時価」で合併消滅会社の資産・負債を受け入れる ○取得原価(取得対価の時価)と受入純資産額との差額は、のれんまたは負ののれんに計上する ○取得対価の時価を基礎として、資本金または資本剰余金を増加させる
持分の結合	持分プーリング法	<ul style="list-style-type: none"> ○合併消滅会社の資産・負債の「適正な帳簿価額」を引き継ぐ ○合併消滅会社の資本金、資本剰余金、利益剰余金を、原則としてそのまま引き継ぐ
	持分プーリング法に準じた方法※2	<ul style="list-style-type: none"> ○分割会社の資産・負債の「適正な帳簿価額」を引き継ぐ ○分割会社の適正な帳簿価額に基づく株主資本相当額を、資本金または資本剰余金として処理する
共同支配企業の形成	持分プーリング法に準じた方法	<ul style="list-style-type: none"> ○合併消滅会社の資産・負債の「適正な帳簿価額」を引き継ぐ ○合併消滅会社の適正な帳簿価額による株主資本の額を、資本金または資本剰余金として処理する(原則法)。また、合併消滅会社の資本金、資本剰余金、利益剰余金をそのまま引き継ぐこともできる(容認法)
共通支配下の取引等	事業の移転元の適正な帳簿価額を基礎とした会計処理	(親会社の既取得分)
		(少数株主持分)

※1 共通支配下の取引等については、親会社と子会社の合併の場合を想定している。

※2 持分の結合と判定された企業結合のうち、事業分離を伴うこととなる企業結合(吸収分割、共同新設分割など)に適用される。

II. 三角合併の会計処理

1. 「取得」と「持分の結合」の判定

○三角合併の会計処理を行うためには、企業結合会計に従い、まず、取得と持分の結合の識別判定を行う。

○共同支配企業の形成及び共通支配下の取引等以外の企業結合が、「取得」に該当するか「持分の結合」

に該当するかは、以下の要件により識別される。①～③の要件を順次適用していき、すべての要件を充たす場合には、その企業結合は「持分の結合」と判定され、持分プーリング法による会計処理が行われる。

○持分の結合と判定されなかった取引は取得と判定され、パーチェス法による会計処理が適用される。

図表 4 「持分の結合」に係る判定要件

①対価要件	企業結合に際して支払われた対価のすべてが、原則として、議決権のある株式であること
②議決権比率要件	<p>結合後企業に対して各結合当事企業の株主が総体として有することになった議決権比率が等しいこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 「議決権比率が等しい」とは、結合後企業に対する企業結合の合意成立日時点での議決権比率が45%～55%の範囲内にあることを意味する。 ▶ 企業結合の承認に関与した当事者の意思により合意成立日における状況を変更したと認められる場合には、原則として、企業結合日の状況に基づき、議決権比率の再判定を行う。
③議決権比率以外の支配要件	<p>議決権比率以外の支配関係を示す一定の事実が存在しないこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 「支配関係を示す一定の事実が存在しない」とは、次のいずれにも該当しないことを意味する。 <ul style="list-style-type: none"> ・いずれかの結合当事企業が結合後企業の重要な経営事項の意思決定機関を支配している(例えば、取締役会の構成員の過半数を占めている) ・重要な財務及び営業の方針決定を支配する契約等により、いずれかの結合当事企業の株主が有利な立場にある ・企業結合日後2年以内にいずれかの結合当事企業の大部分の事業を処分する予定がある ・多額のプレミアムが発生している

○三角合併についてこれらの判定を行えば、まず結合の対価が結合当事企業の議決権のある株式ではないので、三角合併は常に取得と判定される。

○しかし、三角合併は、実質的には、親会社の子会社を用いて行う他の会社との結合取引である。

○そこで、企業結合会計上も、その取引実態にかんがみ、三角合併の特例を設けている。

○すなわち、三角合併は、株式交換に類似するものであるため、子会社である存続会社と他の会社との企業結合とみるわけではなく、親会社と他の会社との企業結合とみなして、取得と持分結合の判定を行うとされている。

○この三角合併の特例によると、三角合併の場合には、各判定要件が次のように適用される。

○①対価要件については、親会社の議決権のある株式が対価として交付されていれば満たされる。

○②議決権比率要件については、結合後企業(合併後の子会社および親会社の連結グループ)に対して各結合当事企業の株主(合併前の親会社の株主および消滅会社の株主)が総体として有することとなった議決権比率の割合は、合併前の親会社の株主と消滅会社の株主の議決権比率で判定する。

○また、議決権比率要件の最初に行われる結合後企業を支配する株主が存在するかどうかの判定(当該支配株主が存在する場合には、その時点で取得と判定される)についても、結合後の親会社の連結グループを支配している株主が存在するかどうかを判定する。

○このように、三角合併の特例により、実質的に親会社の子会社を用いて行う他の会社との結合取引という取引実態に沿って、取得と持分の結合の識別判定を行うことができ、三角合併が必ず取得と判定されないように規定されている。

2.取得の場合の会計処理

○取得の場合の会計処理は以下のようになる。

(1)子会社(存続会社)の会計処理(個別財務諸表)

①パーチェス法を適用する。

②①の際に取得の対価として交付する親会社株式は、市場価格がある時は、三角合併の主要条件が合意・公表される日(株式の交換比率が公表された日)前の合理的な期間(直前数日間)における株価決定前に市場価格に交付株式数を乗じた額による(適用指針 38 項)。

③②の価額と交付する親会社株式の企業結合日前日の適正な帳簿価額との差額は損益として計上する。

(2)親会社の会計処理(連結財務諸表)

○子会社の個別財務諸表で計上された親会社株式の交付による損益を、親会社の連結財務諸表では、資本取引として自己株式処分差額に振り替える。

(3)被合併会社(結合当事企業)の株主

○被合併会社の株主は、同社の株式と交換に合併会社の親会社の株式を取得する。その際には、親会社を結合企業とみなして、被結合企業の株主の会計処理を適用する。

○例えば、受取対価が親会社株式のみである場合は、次のような会計処理を適用する。

①被合併会社が当該株主(法人)の子会社(または関連会社)であった場合

◇被合併会社が合併後も、当該株主の関連会社であるときは、

●個別財務諸表では、被合併会社の株式と「合併会社の親会社」株式と交換損益を計上せず、合併会社の親会社株式の帳簿価額は、被合併会社の株式の適正な帳簿価額を引き継ぐ。

●連結財務諸表では、被合併会社の株式を持分法に修正(または持分法を適用)するとともに、当該被合併会社株主の「合併会社の親会社」における持分の増加額と被合併会社における持分の減少額の差額について以下の処理を行う。

- i. 三角合併前の合併会社の親会社の時価に、増加する被合併会社株主の持分の増加比率を乗じた額とこれに対応する当該親会社の資本との差額は「のれん」(または負ののれん)として会計処理する。
- ii. 交換された被合併会社の時価に減少した被合併会社株主の持分の比率を乗じた額(iと同額になる)と、被合併会社に係る当該株主の持分の減少額との差額は持分変動差額として処理する。

◇被合併会社が合併後は、当該株主(法人)の子会社でも関連会社でもなくなるときは、

- 個別財務諸表では、被合併会社の株式と「合併会社の親会社」株式と交換損益を計上する。「合併会社の親会社」の株式の取得原価は、その時価と被合併会社の株式の時価の信頼をおける方で計上する。
- 連結財務諸表では、これまで連結(または持分法を適用)していた被合併会社の株式は、個別財務諸表上の帳簿価額(「合併会社の親会社」の株式の時価と被合併会社の株式の時価の信頼をおける方)で評価する。

②被合併会社が当該株主(法人)の子会社でも関連会社でもない場合

- 被合併会社の株式と「合併会社の親会社」株式と交換損益を計上せず、合併会社の親会社株式の帳簿価額は、被合併会社の株式の適正な帳簿価額を引き継ぐ(個別財務諸表での処理)。

3. 共通支配下の取引と判定される場合の会計処理

○三角合併などで、取得に該当しない企業結合の会計処理については、従来の適用指針では明らかにされていなかった。

○しかし、共通支配下の取引に当たる企業結合で、その際、子会社が親会社株式を交付することも実務上想定される。

○そこで、今般の改正案では、当該企業結合が共通支配下の取引に当たるときの吸収合併の会計処理を追加的に定めている。

○なお、今回の見直しでは、持分の結合または共同支配企業の形成に該当する場合は取り上げない方向で検討された。

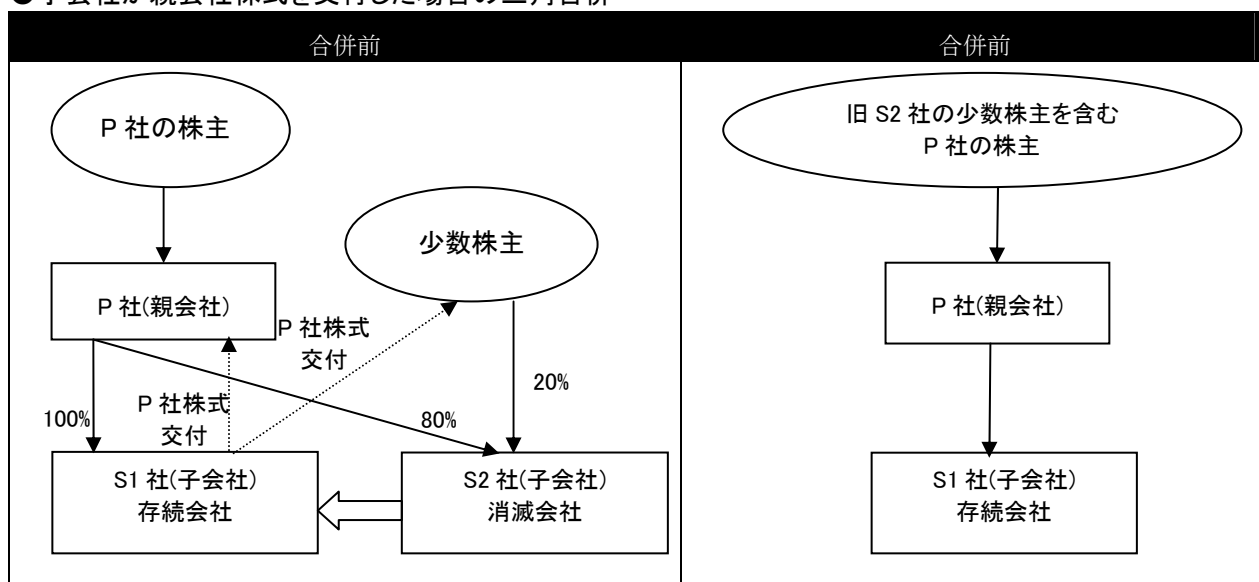
○これは、三角合併などの場合において、持分の結合や共同支配企業の形成と判定される場合はあまり想定されないものと考えられるためである。

○以下では、共通支配下の取引に該当する場合の子会社が親会社株式のみを交付した場合の会計処理について概説する。

(1)子会社(存続会社、S1)の会計処理

- 従来の適用指針では、子会社が他の子会社(消滅会社)から受け入れる資産及び負債は、合併期日の前日に付された適正な帳簿価額により計上し、消滅会社の株主資本の額と取得の対価として支払った現金等の財産の適正な帳簿価額との差額を、のれん(または負ののれん)として計上することとされていた。
- 改正案では、取得の対価として支払った現金等の財産に、三角合併における親会社株式を含むこととしている。
- また、共通支配下において、子会社(S1)が親会社株式を対価として他の子会社(S2)と合併する場合も、存続会社の個別財務諸表上、合併対価が現金等の財産のみである場合との整合性から、消滅会社の株主資本の額と交付した親会社株式の適正な帳簿価額との差額は、のれん(または負ののれん)として計上することとしている。

●子会社が親会社株式を交付した場合の三角合併



(出所)企業会計基準委員会資料を基に大和総研制度調査部作成

(2)親会社(結合当時企業の株主)の会計処理

- 従来の適用指針では、消滅会社の株主である親会社が存続会社である子会社から受け取った現金等の財産は、当該子会社において移転前に付された適正な帳簿価額により計上し、当該価額と引き換えられた消滅会社の株式の適正な帳簿価額との差額は、原則として、交換差益として認識することとされていた。
- ただし、三角合併の場合には、消滅会社の株主である親会社にとっては自己株式を取得することになるため、自己株式等会計基準適用指針第7項に従い、引き換えられた消滅会社の株式の適正な帳簿価額により算定することとしている。

(3)連結財務諸表上の会計処理

○連結財務諸表上は、親会社が合併の対価として自己株式を処分する取引と同様に考えることができるため、少数株主に交付した自己株式の時価と適正な帳簿価額との差額は、資本取引として自己株式処分差額¹(資本剰余金)に計上する。

○また、連結財務諸表上、少数株主に交付した自己株式の時価と減少する少数株主持分との差額を、のれん(または負ののれん)として計上する。

前提条件

- ①S1社(存続会社)は、S2社(消滅会社)を吸収合併するにあたり、保有するP社株式(適正な帳簿価額150、1株当たり時価2、保有株式数100株)をP社へ80株、少数株主に20株交付する。
- ②S2社の簿価純資産(評価・換算差額等はなく、適正な帳簿価額に基づくものである)は100(株主資本100)とする。
- ③P社の保有するS2社株式の適正な帳簿価額は80であった。
- ④合併直前におけるP社の連結財務諸表上、S2社の少数株主持分20が計上されていた。

会計処理

①S1社(存続会社)の会計処理

(借方)		(貸方)	
諸資産	100(※1)	P社株式	150(※3)
のれん	50(※2)		

(※1)合併期日の前日に付されたS2社における適正な帳簿価額(株主資本100)

(※2)S2社の株主資本の額100と、交付したP社株式の適正な帳簿価額150との差額

(※3)このうち、P社へ払い出した分 $120(=150 \times 80/100)$ 、少数株主へ払い出した分 $30(=150 \times 20/100)$

②P社(結合当時企業の株主)の個別上の会計処理

(借方)		(貸方)	
自己株式	80(※4)	S2社株式	80

(※4)S1社において移転前に付された親会社株式の適正な帳簿価額 $(120=150 \times 80/100)$ ではなく、P社において引き換えられたS2社株式の適正な帳簿価額80により算定する。

¹ 自己株式の処分の対価から自己株式の帳簿価額を控除した額

③P 社における連結修正仕訳

(借方)		(貸方)	
自己株式	40(※5)	のれん	40(※6)
のれん	10(※8)	自己株式処分差益	10(※7)

(※5)自己株式の連結上の簿価は 120 であるため(※3 参照)、P 社の個別上計上されている 80 との差額 40 を計上する。

(※6)S1 社の個別上計上したのれん(※2 参照)のうち、親会社持分相当額 40(50×80%)戻し入れる。

(※7)連結財務諸表上、少数株主に交付した自己株式の時価 40(20 株×2)と適正な帳簿価額 30(※3 参照)との差額 10 を自己株式処分差額に振り替える。

(※8)連結上計上されるべきのれんの額は、少数株主に交付した自己株式の時価 40 と減少する少数株主持分 20 との差額 20 であるため、差額 10(=あるべき計上額 20-(S1 社の個別計上額 50-連結修正額 40))を追加計上する。